

第 8 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和 8 年 7 月 2 3 日

定 例 会

令和8年第8回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和8年7月23日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会7月23日 午前10時00分
 閉会7月23日 午後12時08分

出席委員

教 育 長	野 口 久 男	教 育 長 職 務 代 理 者	五十畑 勝 己
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平
委 員	足 立 夢 実	委 員	上 原 美 子

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	野 口 毅	学校教育部長	磯 山 貴 則
教育総務部 副 部 長 兼 生涯学習課長	川 澄 大 治	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 学 務 課 長 兼 小 中 一 貫 校 整 備 室 長	菊 池 邦 隆
教育総務課長	関 根 正 和	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 指 導 課 長	千 嶋 淳 一
学校管理課長	斉 藤 邦 貴	学 校 教 育 部 副 参 事 兼 給 食 課 長	小 澤 正 和
図 書 館 長	濱 田 尊 則	教 育 セ ン タ ー 所 長	田 嶋 栄 蔵
生 涯 学 習 課 調 整 幹 兼 科 学 技 術 体 験 セ ン タ ー 所 長	小野田 昌 功	指 導 課 調 整 幹	二 瓶 剛
生 涯 学 習 課 調 整 幹	北 郷 裕 司	給 食 課 調 整 幹 兼 第 一 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	砂 原 邦 彦
学 校 管 理 課 調 整 幹	三ツ木 雅 彦	教 育 セ ン タ ー 調 整 幹	浜 崎 重 靖
川柳公民館長	清 水 丈 実		

職務のため会議に出席した者の職氏名

教 育 総 務 課 調 整 幹	鈴 木 理 香
--------------------	---------

[illegible]

◎開会の宣告

野口教育長 それでは、これより7月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ、傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事の進行について、その他報告4から6については、個人情報が含まれる内容であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

◎第32号議案 「越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について」

◎第33号議案 「越谷市立図書館協議会委員の委嘱について」

野口教育長 それでは、第32号議案及び第33号議案につきましては、附属機関の委員の委嘱に係る案件でございますので、一括して所管課所長から説明後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

まず、第32号議案につきまして、学務課長。

菊池学務課長 それでは、第32号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをお開きください。

第32号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校学区審議会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年7月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立小中学校学区審議会委員が令和8年8月7日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の2ページをご覧ください。学区審議会につきましては、越谷市立小中学校学区審議会条例第3条第1項の規定により、委員20人以内で組織するものとされております。また、委員につきましては、同条第2項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するものであり、委員の構成は1号委員として自治会長、2号委員として小中学校長、3号委員としてPTA会長、4号委員として知識経験者となっております。任期は、同条例第4条第1項において2年間と規定されており、今回委嘱させていただく委員の皆様方につきましては、令和8年8月8日から令和10年

8月7日までとなります。名簿は、選出区分、氏名、備考、任期の順に掲載しております。

それでは、順に読み上げさせていただきます。なお、その際、氏名及び任期のうち、新任・再任の別のみ読み上げさせていただきます。また、敬称は省略させていただきます。

はじめに、1号委員の自治会長でございますが、堀井捷一郎、新任の1名でございます。

次に、2号委員の小中学校長でございますが、青木元秀、再任。萩原弘之、再任の計2名でございます。

続いて、3号委員のPTA会長でございますが、蓼沼優介、新任。濱口洋、新任の計2名でございます。

最後に、4号委員の知識経験者でございますが、毒島美重子、新任。鈴木みどり、新任。二瓶裕美、新任。高山水子、再任。阿達富美子、再任。渋谷久恵、新任。浅井亜由美、再任。大木明日美、新任。木村範子、新任。青柳公枝、新任。内田泰代、再任。畔上順平、新任。平井幸枝、新任。大塚尚弥、新任。五味田真紀子、再任の計15名でございます。

以上20名の委員構成でございますが、男性が7名、女性が13名で、女性の比率は65%となっております。また、新任の方は13名、再任の方は7名でございます。

第32号議案についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 続きまして、第33号議案につきまして、図書館長。

濱田図書館長 それでは、第33号議案 越谷市立図書館協議会委員の委嘱について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の3ページをご覧ください。

第33号議案 越谷市立図書館協議会委員の委嘱について。

越谷市立図書館協議会委員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年7月23日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市立図書館協議会委員が令和8年7月31日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の4ページの委員名簿をご覧ください。図書館協議会につきましては、越谷市立図書館協議会条例第1条第2項の規定により、教育委員会が委嘱するものでございます。委員の構成は、同条例第1条第2項の規定に基づき、1号委員として市内に設置された学校の教育関係者、2号委員として市内で活動する社会教育関係者、3号委員として市内で家庭教育の向上に資する活動を行う者、4号委員として学識経験者となっております。

委員の定数につきましては、同条例第2条の規定により12人で組織するものとされております。

委員の任期は、同条例第3条により2年間と規定されており、今回委嘱させていただく委員の皆様につきましては、令和8年8月1日から令和10年7月31日までとなります。

それでは、表に沿って、選出区分、氏名、備考の順にご説明させていただきます。なお、任期及び敬称については省略させていただきます。

はじめに、1号委員ですが、猪股美穂、越谷市立越ヶ谷小学校・教諭、新任。赤坂裕樹、越谷市立大相模中学校・教諭、再任。斉藤俊晃、埼玉県立越谷西高等学校・校長、新任の計3名でございます。

次に、2号委員ですが、新井登茂子、こだま文庫、新任。原賀恵美子、越谷市地域家庭文庫連絡会、新任。小泉智子、越谷市PTA連合会・副会長、新任。五味田真紀子、越谷市子ども会育成連絡協議会・副会長、再任の計4名でございます。

続いて、3号委員ですが、白石真由美、NPO法人子育てサポーター・チャオ・理事、新任の1名でございます。

最後に、4号委員ですが、藤倉恵一、学識経験者、新任。正岡美樹、学識経験者、再任。真壁志郎、学識経験者、新任。岩元久徳、学識経験者、新任の計4名でございます。

以上の12名の委員構成でございますが、男性が6名、女性が6名で、女性の比率は50%となっております。また、新任の方は9名、再任の方は3名でございます。

第33号議案についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

はじめに、第32号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等はございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第32号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第33号議案 越谷市立図書館協議会委員の委嘱について、ご質問またはご意見等がございますか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 これより第33号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

野口教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「令和８年度越谷市教育費補正予算について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

野口教育総務部長 それでは、令和８年度越谷市教育費補正予算の要求内容について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の「令和８年度越谷市教育費補正予算について」をご覧ください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

３ページの表の一番下にございます歳入合計欄をご覧ください。教育委員会に関連する歳入の要求につきましては、今回7,299万円を追加し、補正後の総額は128億7,536万円となります。

歳入の内容でございますが、８ページ及び９ページをご覧ください。

はじめに、教育総務部の要求でございます。学校管理課ですが、14款国庫支出金、２項国庫補助金、７目教育費国庫補助金につきましては、小学校及び中学校のボイラー用燃料費として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金57万円を追加いたします。

次に、学校教育部の要求でございます。学務課ですが、14款国庫支出金、２項国庫補助金、７目教育費国庫補助金につきましては、物価高騰による教育費負担が増加した就学援助世帯に対する臨時的給付措置として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,600万円を追加いたします。

次に、給食課ですが、14款国庫支出金、２項国庫補助金、７目教育費国庫補助金につきましては、学校教育センターの燃料費及び光熱費として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,642万円を追加いたします。

続きまして、歳出の要求でございますが、戻りまして５ページ中段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回３億4,001万8,000円を追加し、補正後の総額は228億2,354万2,000円となります。

歳出の主なものとしてご説明をいたします。10ページ及び11ページをご覧ください。

はじめに、教育総務部の要求でございます。生涯学習課ですが、６項社会教育費、１目社会教育総務費の文化財保護事業につきましては、大間野町旧中村家住宅に係る植木管理等委託料及び同施設の修繕料として合わせて117万円を追加いたします。

また、２目コミュニティセンター費の、コミュニティセンター費につきましては、大ホールのトイレ系統污水管に係る修繕料として430万円を追加いたします。

次に、科学技術体験センターですが、１項教育総務費、５目科学技術体験センター費の科学技術体験センター管理運営費につきましては、排煙窓等に係る修繕料として360万円を追加いたします。

次に、学校管理課ですが、２項小学校費、１目学校管理費のうち学校活動運営費につきましては、高騰している燃料費等として合わせて280万円を追加いたします。また、施設管理費につきま

しては、小学校の植木管理等委託料及び地質調査委託料に加え、エレベーター等に係る修繕料や設備等の改修工事費等として合わせて1億1,195万円を追加いたします。

12ページ及び13ページをご覧ください。備品等整備事業につきましては、経年劣化に伴う机や椅子等に係る消耗品や学校用備品購入費として合わせて910万円を追加いたします。

次の3項中学校費、1目学校管理費のうち学校活動運営費につきましては、小学校と同様に高騰している燃料費等として合わせて179万円を追加いたします。また、施設管理費につきましては、中学校の植木管理等委託料及びエレベーター等に係る修繕料や設備等の改修工事費等として合わせて7,630万円を追加いたします。さらに、備品等整備事業につきましては、小学校と同様に、経年劣化に伴う机や椅子等に係る消耗品費や学校用備品購入費等として860万円を追加いたします。

次に、図書館ですが、6項社会教育費、4目図書館費のうち、図書館活動運営事業につきましては、蔵書等の整備に係る書籍消毒機の購入費に加え、移動図書館車に係る修繕料として合わせて126万8,000円を追加いたします。

続きまして、14ページ及び15ページをご覧ください。

次に、学校教育部の要求でございます。学務課ですが、1項教育総務費、2目事務局費のうち、教育活動支援事業につきましては、物価高騰による教育費負担が増加した就学援助世帯に対する臨時的給付措置として支給する給付金等として3,600万円を追加いたします。

また、7項保健体育費、1目学校保健費の健康管理事業につきましては、産業医及び健康管理医の人数の確定による事業費の確定に伴い221万円を減額いたします。

次に、指導課ですが、1項教育総務費、3目学校教育指導費の学校教育支援事業につきましては、いじめ防止対策委員会の実施回数の増加に係る委員報酬として250万円を追加いたします。

次に、給食課ですが、7項保健体育費、2目学校給食費のうち学校給食事業につきましては、給食センターにおける廃油処理委託料及び調理用機器購入費として合わせて637万円を追加いたします。

また、施設管理費につきましては、高騰している燃料費に加え、学校給食センターのボイラー等の施設改修工事費等として合わせて6,953万円を追加いたします。

次に、教育センターですが、1項教育総務費、4目教育センター費の教育センター事務費につきましては、公用車の事故に係る修繕料として29万円を追加いたします。なお、その他の項目につきましては、会計年度任用職員の関連経費の追加がございます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。債務負担行為でございますが、追加が7件ございます。まず、花田小学校エレベーター改修工事、弥栄小学校エレベーター改修工事、平方小学校エレベーター改修工事及び北中学校エレベーター改修工事、これらにつきましては、老朽化に伴う改修工事について、花田小学校と北中学校は令和8年度から令和9年度、弥栄小学校と平方小学校は令和8年度から令和10年度を期間として債務負担行為を設定するものでございます。

次に、越谷市立小中学校特別教室等空調整備支援業務委託につきましては、事業者選定に向けた支援業務について、令和8年度から令和9年度を期間として債務負担行為を設定するものでございます。

最後に、ボイラー改修工事につきましては、給食センターにおけるボイラーの老朽化に伴う改修工事について、令和8年度から令和9年度を期間として債務負担行為を設定するものでございます。

令和8年度9月補正予算の要求に係る説明は以上でございます。

ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 11ページの小学校施設管理費委託料の地質調査委託料780万についてです。荻島小学校に関するグラウンドの情報が分かれば、教えていただきたいと思います。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 荻島小学校第2グラウンドの地面に穴が空いたという事象がございまして、校長より連絡があり対応したところでございます。穴が空いた当時の状況を申し上げますと、長さ約1メートルぐらい、深さが約50センチメートルで、令和7年12月26日に事象としては発見いたしました。令和8年1月6日に穴埋めを行ったという経緯でございます。

原因につきましては、はっきりとしたものが分からなかったのですが、想定される原因としては、学童保育室に水道水を供給するために配管を敷く工事を行った経緯がありまして、穴が空いていたところの配管の敷設をした近くでございました。通常地面に埋まった配管、漏水をしていると、水圧が結構あるものですから、土だとか砂をどんどん流していってしまい、穴が空いてきたところで表面が柔らかくなり、支えるものがないので穴が空いてしまう、という形になります。可能性としてはそういう一つの可能性がございます。

その後、第2グラウンドの隙間調査、空間調査を簡易的に行ったところではあるのですが、実際専門家ではないということもありましたので、専門業者による調査を学校も希望されているということから、今回専門業者に調査を委託する費用として計上させていただいたという経緯でございます。

野口教育長 他はいかがですか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎協議事項 「財産の取得について（越谷市立川柳中学校消耗品等）」

野口教育長 続きまして、「財産の取得について（越谷市立川柳中学校消耗品等）」につきまして、学校管理課長から説明いたします。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 それでは、財産の取得についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の5ページをご覧ください。

越谷市立川柳中学校が供用開始することに伴い、学校にて使用する消耗品等を購入するに当たり、その予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額である2,000万円以上となることから、令和8年9月定例市議会に契約締結に係る議案を上程する予定となっております。本日はその内容につきまして、ご協議いただきたいと存じます。

はじめに、実施の目的、取得する財産の内容についてでございますが、1点目の消耗品購入につきましては、各教科の指導等において必要となる消耗品や、特別支援学級、各特別教室等の消耗品1,174種、1万2,794点の購入を予定しております。

続きまして、2点目の図書購入につきましては、図書館用図書1万855冊の購入を予定しております。

続きまして、3点目、備品購入につきましては、各教科の指導等において必要となる備品や、特別支援学級、各特別教室等の備品、192種534点の購入を予定してございます。

続きまして、4点目の音楽備品購入につきましては、音楽等の音楽備品70種139点の購入を予定してございます。

最後に、今後の予定になりますが、本教育委員会会議内においてご協議いただき、7月31日に開札を実施、8月の定例教育委員会で9月定例市議会に提案する議案の原案について報告させていただきます、その後、令和8年9月定例市議会に議案として提出いたします。

財産の取得についての説明は以上でございます。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 図書購入についてですが、1万冊以上ということですが、図書の選定はどのようにしているのか、分かりますか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 主に司書の方、指導課の指導主事の方と相談して図書の決定をしています。

野口教育長 山口委員。

山口委員 標準図書というものがあると認識しているのですけれども、標準図書というのは、例え

ば文部科学省などで、これが標準図書と公表されているものがあるのですか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 文部科学省では、学校図書館の整備すべき蔵書の標準を設定してございます。

総記、哲学、歴史、社会科学等の10種類の分野がございます。その10種類の中で、各学校で児童生徒にふさわしい図書として司書の方が選ばれていると聞いております。必ず同じ図書がそろっているということではなく、各学校において必要なものを購入する形になります。

野口教育長 山口委員。

山口委員 1万冊を選ぶのはかなり大変だと思うのですが、何かコンサルタントのような、図書を選ぶのに対してアドバイスしてくれるような方にも入っていただく形ですか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 コンサルタントのような方に協力いただいている形ではなく、基本的には学校司書の方で本の選定をして、購入する形になります。

野口教育長 山口委員。

山口委員 ぜひいい本を買って、図書館は中学生にとってこれからいろいろ物を考える上で、自分で本を探して読みたい本を探すところで、読むことは非常に大事なことになるものを整えてあげる側としては、どのような選定をしているのかということ、もし知れたら知りたいなと思ったのでお聞きしました。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 補足をさせていただきます。

新設の川柳中学校に関わらず、学校がその本を選定する上では、学校司書や司書教諭で選定をしていくのですが、その前に図書館流通センターという本を流通して学校に納めているところなのですが、そちらである程度の基本的なものというのを提示していただいています。おすすめであったり、そういった点では、コンサルタントではないですが、参考にして学校で選んでいくという形になっております。

野口教育長 山口委員。

山口委員 図書館流通センターで決める本は1万冊ということで大変だと思うのですが、それを学校司書の方たちで分担して、ではこれでいこうみたいな流れと理解してよろしいでしょうか。

野口教育長 指導課長。

千嶋指導課長 もともといらっしゃる司書教諭、学校司書の方が、自分の学校であるものが基本となるのかと思います。図書館流通センターから提示されたものと合わせながら新設のところでもこれは最低限必要だといったところで決めていくと捉えております。

野口教育長 他はいかがですか。

渡辺委員。

渡辺委員 市内中学校では平均何冊ぐらいの図書を置いているのでしょうか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 今具体的な数字は手元にないのですが、文部科学省で整備すべき蔵書の標準として示されているものは、例えば小学校ですと1学級2,400冊、2学級ですと3,000冊、数式に当てはめて何冊という基準が出るものがございます。各学校がほぼ100%以上そろっている現状ではございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 それに基づいてこの1万冊という冊数が出てきたということによろしいですか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 そのとおりでございます。標準にプラス幾つか冊数が多かったと記憶してございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 他よりも多く備えたというのには、何か理由があるのですか。特に冊数にはこだわらないのですけれども、いろいろ財政状況のこととかを考えると、初めからこの1万冊とする何か根拠みたいなものがあるのかと思って、お聞きしたかったのです。

野口教育長 学校教育部長。

磯山学校教育部長 学校で図書館になればならない本の冊数は、先ほど学校管理課長が申し上げたとおり、学校の学級数に応じた数が決まっております。その点については、学校としては100%を超えなければいけないということになりますので、川柳中学校が設立される学級数に応じた冊数は必ず準備しなければなりません。ただ内容はどういうものかということについては、おおよそのところ、図書館流通センターから出された案を基に、学校司書の方が中学生に合ったものを選定しております。44校の学校も学級数が増える学校は標準冊数が増えていくので、学校会計予算の中で図書を買っていき、本の数をきちんと取りそろえるという、常に100%を目指す形でございます。川柳中学校が開校されたときの生徒数に合わせる方法は、最低限準備しなければならない、その冊数については、必ずクリアするように発注をしていくという状況でございます。

渡辺委員 分かりました。

野口教育長 山口委員。

山口委員 市内中学校の生徒数自体はそんなに変わらないと思うのです。学校再編ということは、生徒数が増えていないという以上は、逆に使われなくなってしまうというか、そういう図書も出てくるのかなとも思うのです。新しく買うことは、要らなくなる本もあるかと思うのですけれども、新しい本だけで図書館を構成するよりは、もともと使っていた本でも今は手に入らない本と

か、そういったものが破棄されてしまうのか、あるいはこれは今絶版になっているけれども、い本というのは活用したりするのか、検討されたことはあるのでしょうか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 学校図書館は図書を保管していくというスタンスではないので、廃棄処分という形になってしまいます。破棄をして新しいものを入れ替えていくという傾向にあります。子どもたちにとって最適なものが常に常用されている、利用できる状況を保っていくため、定期的に入れ替えていくことはさせてもらっております。

野口教育長 他の方はいかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 学校消耗品と学校備品のそれぞれ何か代表的なものを、教えていただければと思います。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 例として、消耗品につきましては、数学では球の表面積、体積の説明器、三平方の定理の説明器といった教材。理科では気体発生装置の試験管。その他については、書籍も消耗品ということで購入をさせていただいております。備品につきましては、音楽では高額なものが多いので備品になってございます。その他の備品については、数学では擬態模型、理科では電圧出力可変機がございます。

渡辺委員 分かりました。

野口教育長 他はいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎協議事項 「財産の取得について（学習者用タブレット端末等）」

野口教育長 続きまして、「財産の取得について（学習者用タブレット端末等）」について、教育センター所長から説明いたします。

教育センター所長。

田嶋教育センター所長 それでは、財産の取得についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の6ページをご覧ください。今回学習者用タブレット端末等を取得するに当たり、その予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する額である2,000万円以上となるため、令和8年の9月定例会市議会に財産の取得に係る議案を上程する予定となっております。本日は、その内容につきましてご協議いただきたく存じます。

内容といたしまして、取得財産につきましては、学習者用タブレット端末2万6,217台、タッチペン2万6,217本、端末管理ソフト2万6,217本、ハードウェアキーボードつきカバー2万6,217個、

取得予定価格につきましては17億9,376万7,140円、契約の相手方につきましては、富士電機ITソリューション株式会社、代表取締役及川弘でございます。

なお、取得を予定しております学習者用タブレット端末は、購入から約6年が過ぎ、耐用年数が経過し、更新、買い換えの時期に達したため取得するものです。

最後に、今後の予定につきましては、令和8年8月定例教育委員会会議において、令和8年9月定例市議会へ提出する議案の原案についてご報告をさせていただき、その後、令和8年9月定例市議会に議案として提出いたします。

財産の取得についてのご説明は以上でございます。

ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等ございますか。

足立委員。

足立委員 予備機を1,100台としている根拠をお教えてください。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 資料にあります台数の内訳、まず児童生徒用2万5,117台ですが、新たな端末の更新、買い換えは数年前から準備をしてきたのですけれども、令和6年度時点の本市の推計値である、令和8年5月の児童生徒数を算出根拠としております。「3埼玉県共同調達について」でお示しをしておりますが、文部科学省が、全国的なタブレット端末の更新の時期に伴い都道府県にその基金を設け、都道府県ごとに共同調達を進めています。本市も共同調達に参加をして、更新の準備をしているところでございます。

ご指摘の予備機の台数につきましては、共同調達では端末購入に関しまして補助金の対象となっております。その補助金は予備機をこどもの数の15%まで余分に購入することができると示されています。2万5,117台のこどもたちに対する15%の予備機3,767台を購入すべく準備を進めてきました。令和8年度当初予算額として約18億円をいただいたところですが、今般、物価高騰により端末自体の価格が上がってしまったことから、当初予算の範囲の中で予備機購入を考えたときに、その予算内で購入できる台数が1,100台、約4%となってしまいました。先ほど15%まで買えるとお示ししましたが、4%になってしまったということになります。

野口教育長 山口委員。

山口委員 「4今後の予定について」の日程ですけれども、令和8年4月30日に開札されているということ、この時点で値段が決まっているのでしょうか。今般値段が一気に上がっていると思います。その影響を受けての値段なのか、あるいは開札している時点で値上げする前の値段で入札が終わっているのかということで教えていただけますか。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 令和8年度当初予算で見込んでいました額につきましては、当然業者から見積りを取っていて、昨年度中の予定価格、見積りの価格でした。それを基に年度当初予算を獲得したところでございますが、ご指摘のとおり、4月の末、入札開札という流れの中で、先ほど申し上げた見積りの価格を基に県が入札を行いました、その時点では不調に終わりました。その後、改めての入札、今回の台数となった経緯がございます。

野口教育長 山口委員。

山口委員 では、一応値上げされた価格で購入しなければならなくなってしまったということで、それでその予備機も削減とかをしたという経緯でしょうか。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 そのとおりでございます。この予備機につきましては、当然子どもたちが日常、学習で使う中で、破損については教職員も子どもたちへの声がけ、指導をしているところでございますが、日々活用している中での破損というのが正直起こっております。そういったときに、すぐに代替の機器が子どもたちに渡せるように、故障して修理している間、使えないでも困りますので、そういった意味でも予備機をしっかりと確保していかなければいけないと思っております。また、その破損の状況等々も鑑みながら、現状のところでは15%までのところで現在4%の予備機になっていますけれども、また今後、予算も各課と協議をさせていただく中で獲得し、予備機の台数を増やしていくということも検討を同時に進めているところでございます。

野口教育長 学校訪問のたびに、教育センター所長から「壊さないでくださいね」と注意しているのです。予備機を調整しなくてはいけなくなってしまった経緯があったのですね。苦しい立場にはあるということをご理解いただければと思うのですけれども。

上原委員。

上原委員 私も実は予備機の1,100台の根拠を伺いたいと思っております、私はこの6年間の故障とか破損台数から算出したのかなと思っていたのです。でも、先ほど予算のことを伺って了解したのですけれども、過去6年間の中で予備機1,100台程度で足りていたのかどうかというところをお伺いできれば思います。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 予備機につきましては、現状のところでも各校に必ず3台置かせていただいています。その3台というものは、先ほどから話題になっているとおり、子どもたちが壊れてしまったというときに教員に申し出て、また次に新しいものへとするためです。また、転入生へすぐ渡せるようにするというところで、その3台を下回ったときには教育センターに連絡を受け、教育センターでストックしている予備機をすぐに学校に渡して、必ず3台、最低でもというところで運用してございます。年間を通して、昨年度は約2,400台故障、破損対応をしているところでございます。現在のタブレット端末につきましては、その当時の保守契約、壊れたら保守費用の

中で故障対応してもらえるとこのところまで進めてきました。

ただ、前回の端末の準備のときが、全国急激に新たな試みというところもあって、もしかするとその業者の方々は、それだけの台数を当初の計画で立てた保守契約の費用で対応していくと、多分利益はないのかなぐらいな額で対応していただいていたところでございます。次期のタブレット端末につきましても、新たな保守についての契約はしていくのですけれども、そういったところも鑑みただ中で1,100台は、先ほどの年間の発生数も鑑みると、なかなか厳しいという状況もあるので、予備機をやはり15%近くのところまでは運用、追加できないかというところでは、引き続き進めていきたいと考えております。

野口教育長 壊さないように指導は徹底していきたいと思うのですけれども、苦しいでしょうね。2,000台以上が壊れるのです。

渡辺委員。

渡辺委員 まず、「2 取得財産・契約の概要について」(3) 契約方法の随意契約について、契約相手が富士電機ITソリューション株式会社と決まっているのだということは理解できたのですけれども、随意契約について教えていただきたいということと、タブレット端末もいろいろあると思うのですが、なぜiPadにしたのかを教えてください。恐らく今使っているからということだとは思いますが、それを教えていただきたいのが2つ目と、また、今、児童生徒が使っている端末には当然データが入っていると思うのですけれども、そのデータ移行はどうなるのかを教えてください。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 1点目につきましては、契約には一般競争入札による契約や随意契約など様々あると認識しております。今回の購入につきましては、埼玉県共同調達で既に一般競争入札により富士電機ITソリューション株式会社が落札をしました。越谷市としては、相手が決まっている中で、その1者に対し随意契約を行うものです。

2点目につきましては、iPadを引き続き選定するに当たりましては、様々検討を進めてきたところでございます。iPad端末が、堅牢性、丈夫さというところは間違いなくあるということで、この共同調達は、既に来年度ではなくて今年度当初から購入を進めている市町もございます。他市町の状況を見ていると、iPadではない端末では、経年劣化を含め、バッテリーのもちが厳しいというところも含め、越谷市よりも先に買い換えをしなくてはならないという情報もございます。また、アクセシビリティ面でも優位性があり、特別支援学級のこどもたちも直感的に使いやすく、親御さんもスマートフォンのiPhoneを使っている方もいるかと思いますが、そういった直感的な使用感、さらに様々な読み上げ機能のアプリなどがiPadは豊富です。教職員アンケートでも、約8割の越谷市内の教職員が引き続きiPadを使用したいという声を確認しています。

また、タブレット保管庫ですが、端末によりその大きさ等の規格に合わせた買い換えも発生し

てくる可能性があります。共同調達で文部科学省等が例示しているものは、iPad端末、WindowsのOSを使ったWindowsパソコン、ChromeOSを使ったChromebook、どちらもiPadとは違ってキーボードが一緒にくっついているような少し大きめな端末でございますが、そういったことも鑑みながら今回本市は引き続きiPad端末を要望したところでございます。

3点目です。データ移行ですけれども、日頃子どもたちが使用している端末のデータについてはクラウド保管が主となっております。端末内での保存ではなく、授業支援アプリ等のデータは、クラウド上で安全に管理をしています。端末が替わっても、引き続きアカウント等をきちんとこちらで準備しながら継続して使えるようにしています。ただ、写真を撮影して本体に残しているといった想定はされます。日々紛失の可能性もあるので、教職員が子どもたちに、本体内には残すことのないようにというところで指導に努めています。そういった点でも、本体の中のデータは心配ないと考えます。

渡辺委員 分かりました。

野口教育長 他はいかがでしょうか。

五十畑委員。

五十畑教育長職務代理者 タブレットの更新ということで、次期学習指導要領等を考えると、いろいろな市町村で生成AIのことが大分話に出てきていると思うのですけれども、その辺のこどもの学習を考慮してタブレット端末の導入を検討した点があったら教えていただきたいが1つ目です。

2つ目は、埼玉県共同調達について、2行目「広域での端末利活用促進に係る共通システムの利用、ノウハウの共有等」です。具体的に、どういうことが可能になってくるのか、共同購入することによってランニングコストの低減は分かるのですけれども、システムとしてはネットワークが広がっていった使えるイメージを持っているのですが、具体的にそれが分かるようなことがあれば教えてください。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 1点目の生成AIの学習での利用ですけれども、本市におきましては、本年度から教職員が校務利用で生成AIを活用する取組を進めているところでございます。子どもたちの実際の学習利用につきましては、現在進められている新規の学習指導要領でも情報活用能力の育成でうたわれています。その動向を見ながら、またこういった形で取り組めるかということも含めて、教職員に学校での子どもたちの利用、活用について周知を進めていきたいと考えております。そのときに、iPad端末自体のスペック、本市で既に準備をしていますSINETを含めたネット環境がございまして、しっかり生成AIの活用ができるのではないかと認識をしております。

2点目の埼玉県共同調達でございますが、本市につきましては、先ほどもSINETの環境を含めて、校務支援システムも早期から導入しながら教職員の事務手続、出席簿をはじめ通知票等のデジタル化を進めてきたところでございます。ややもすると、タブレット端末の調達、校務支援システ

ムの準備も、県内の市町を見ると単独ではなかなか難しいところもあるのではないかと推察します。埼玉県共同調達によって、端末の中に入れるシステムをはじめ多くの市町がその利益を得られるというところでのこの共同調達の取組であり、今後の校務支援システムの新たな更新となります。こちらについては、私たちもそれに参加をするのかしないのかの判断も含めてその会議に参加させていただいているところです。校務支援システムも広域で同じシステムの基にということとを県は考えているのかもしれませんが、本市につきましては、これまでのノウハウを含め、検討していきたいと思っています。

野口教育長 他はいかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 一斉に買い換えになると思うのですけれども、今まで使っていたiPad端末はどうなるのでしょうか。

野口教育長 教育センター所長。

田嶋教育センター所長 ほぼ同数近い台数がございます。そちらにつきましては現在、買取り、下取りというところも含めて業者といろいろ情報収集しながら検討の準備を進めているところがございます。先ほど委員ご指摘により、データ移行についてお伝えしたのですけれども、当然引き取っていただく際には中身をしっかりきれいにさせていただいてというところもございますので、しっかり業者選定をして、見届けまでを行っていきたいと考えております。

野口教育長 他はいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になければ、以上を踏まえて進めてください。

◎協議事項 「学校給食費の改定について」

野口教育長 続きまして、「学校給食費の改定について」、給食課長から説明いたします。

給食課長。

小澤給食課長 それでは、学校給食費の改定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の7ページをご覧ください。

今年度から国が学校給食費の抜本的負担軽減、いわゆる無償化施策として、給食費負担軽減交付金を新設し、小学校児童1人当たり月額5,200円を地方自治体に財政支援することで給食費の負担軽減を図る取組が始まりました。

この交付金の基準額を決める過程では、当初月額4,700円を交付し、その基準額を超過する差額の給食費については、保護者または自治体が負担するという案が国から提示されましたが、その算出根拠が2年前に実施された令和5年度の学校給食費の全国平均値であったため、物価高騰の流れの中ではデータが古過ぎて現在の状況が反映されていないとして、全国の自治体から意見が

相次ぎました。その結果を踏まえ、物価高騰分として4,700円に500円の上乗せを行い、最終的に今年度の交付基準額を5,200円に決定するとともに、これまで2年ごとに実施していた学校給食費の全国調査を今後は毎年実施し、交付基準額の算定根拠とすることが併せて決定されました。

このことから、国が適正な交付金基準額を決定するためには、学校給食費が現在の物価動向を適正に反映している必要がありますが、本市の学校給食費に目を向けますと、令和7年4月に学校給食費を改定して以降、米価だけを見ても3回の価格改定を経ており、価格改定からわずか1年ですが、既に実態と給食費に大きな乖離が生まれている状況でございます。そのため、学校給食費を実態に即した金額へ早急に改定しなければ、全国平均値及び交付基準額を引き下げることにつながり、最終的には本市にとって不利益となるため、今般価格改定を実施するものでございます。

次に、改定金額案をご覧ください。表の上段に令和7年度に改定した現在の学校給食費を、下段に今回の改定案をそれぞれ日額、月額でお示ししております。給食材料費の令和8年度当初予算額18億円を年間調理予定食数で除した金額を改定案として金額で示しております。

なお、表の括弧書きと米印で記載しておりますとおり、市長部局による保護者負担軽減策としての一部公費負担は、価格改定後も当面の間、継続をしてまいりますので、教職員等の負担額は値上げとなりますが、保護者負担額は据置きとなり、小学校は無償、中学校は現在の月額4,850円のままととなります。

最後に、施行予定日をご覧ください。2学期開始となる9月1日の施行に向け、本日の教育委員会会議での協議実施後、速やかに教育長の専決処理にて学校給食費を改定し、保護者への周知を進めてまいりたいと考えております。また、教育長が専決処理をした場合は、8月定例教育委員会会議にてこの内容を報告させていただきたいと考えております。

なお、保護者への周知につきましては、夏休み中ということもありますので、「すぐーる」から通知を配信することを考えておりまして、配信時期につきましては、8月第1週を予定しております。

学校給食費の改定についての説明は、以上でございます。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

野口教育長 これより協議に入ります。

ご質問またはご意見等はございますか。

保護者負担については据置きで、値上げした分については市費で負担という話になります。ただ、改定しないと全体の平均値が下げられるというようなこともあってはいけけないので、きちんと改定しておきましょうということで今回の説明になった経緯があるのですけれども、よろしいですか。

渡辺委員。

渡辺委員 今回の改定で、小学校は保護者の負担は全額公費で賄われる、ゼロになるということでしょうか。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 小学校につきましては、国の制度として今年度当初から現在5,200円が支給されておまして、越谷市は月額5,200円では小学校の給食費を賄えないのですけれども、それを超過する分は既に別の交付金等を充てる等の公費負担をしておりますので、現在もゼロです。9月以降もその状況は変わらずということになります。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 中学校は、括弧に書いてあるように、現在は4,850円を保護者に負担していただいていて、この改定後も同じように4,850円保護者の負担があるということでしょうか。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 令和7年度に、月額で申しますと4,850円だった中学校の給食費を5,553円へ改定をさせていただきましたが、その際に保護者負担につきましては、改定後も改定前の金額を据え置くとして、5,553円が中学校の給食費でありますけれども、保護者負担は4,850円のままで。その差額については、公費負担としております。今回、中学校の給食費を5,553円から7,400円に改定させていただきたいと考えておりますが、保護者の負担については4,850円のまま据え置いて、差額については公費負担でということ考えているところでございます。

野口教育長 小学校は国と市の公費負担でゼロにする。保護者負担を据置きにすることで、中学校は4,850円を保護者に負担してもらっているけれども、これを超えた部分については、市の公費負担で進めていきたいということです。

渡辺委員。

渡辺委員 今回の国からの学校給食費の抜本的負担軽減では、小学校について、国が月額5,200円を児童1人当たりに負担するというので、これを中学校に回すわけにはいかないというのは分かるのですけれども、例えば市の負担を少し中学校の給食費負担にするということは考えていないのですか。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 小学校が4月から無償となりましたので、議会等でも、中学校も併せて市が負担して無償にできないかという質問や、他市にはそういった対応をしているところもあるといったご意見等もいただくのですけれども、仮に年度当初から無償にしようしますと、現在の状況ですと市の負担額として6億1,000万円ほど必要になります。なかなか現在の越谷市の財政状況から難しいところであるとお答えをさせていただいております。

今回の対応で中学校の給食費負担軽減を考えていないのかというご質問ですけれども、市の一般財源では難しいところがありますので、例えば物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金がさ

らに交付され、こちらに充てられるという状況があれば、検討していきたいと考えているところでございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 ぜひ検討していただければと思います。やはり保護者の負担というところで、小学生でも中学生のお子さんでも負担は負担だと思うので、教育委員会からも声を上げていただくといのかと感じました。

野口教育長 給食課長。

小澤給食課長 国が給食費の抜本的な負担軽減という施策をするに当たって、中学校の学校給食実施の状況は、全国的に自治体で提供しているかという、自治体の事業として実施していないところもあるという状況です。そのため、同時には始められなかったのかなという認識をしています。ただ、国も検討していくとしておりますので、国が中学校も含めて対応となった場合に、適正な交付金額をいただきたいというところもあったので、今回中学校の給食費についても値上げをさせていただくものです。そういった動向を注視しながら、先ほど申しました対応等も検討してまいりたいと思います。

野口教育長 中学校の学校給食の全国の実施率が分かりますか。

給食課長。

小澤給食課長 全体で小学校は98.8%ほど学校給食事業として実施しているのですが、中学校に関しては89.8%で、若干低い状況になっております。

野口教育長 他はいかがでしょう。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「越谷市立南中学校長寿命化改修工事について」

野口教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「越谷市立南中学校長寿命化改修工事について」、学校管理課長から説明いたします。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 それでは、越谷市立南中学校長寿命化改修工事に関する工事内容及び工程等について、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項9ページをご覧ください。

令和8年度越谷市教育行政重点施策である小中一貫型小中学校の整備と将来を見据えた学校施設の検討の一環として、令和9年4月1日に（仮称）川柳中学校が開校いたします。（仮称）川柳中学校は、現南中学校の校舎を使用するため、新築した川柳小学校高学年棟に合わせた新たな学校にふさわしい校舎とするため、現在、南中学校長寿命化改修工事の設計を進めているところで

ございます。この度、改修内容及び工程が固まってまいりましたので、今後の予定をご報告するものでございます。

まず、「1 改修工事工程について」をご覧ください。主な工程と改修内容についてでございますが、令和9年度は東棟の全てのトイレの改修、東棟3階、4階床・壁・天井の改修、東棟と西棟の外壁改修、エレベーター棟の増築を行います。

令和10年度は東棟1階、2階床・壁・天井の改修、西棟の全てのトイレの改修、西棟全階の床・壁・天井の改修、西棟特別教室空調設備設置、東棟・西棟外壁改修、南棟外壁改修、東棟・西棟屋上防水、エレベーター棟増築及びエレベーター棟外壁に太陽光パネルの設置を行います。

令和11年度は南棟全階の床、壁、天井の改修、南棟外壁改修、南棟屋上防水を行います。

各トイレの改修内容でございますが、10ページをご覧ください。こちらはトイレ改修図の東棟の図面ございまして、図面左側が現在の仕様、図面右側が改修後の仕様でございます。和便器を洋便器に変更するとともに、各ブースのスペースを拡大しております。また、多機能トイレを設置いたします。

続きまして、会議要項の11ページをご覧ください。こちらはトイレ改修図の西棟の図面でございます。図面左側が現在の仕様、図面右側が改修後の仕様でございます。東棟と同様に洋便器に変更するとともに、各ブースのスペースを拡大しております。また、車椅子対応トイレを現在の女子トイレ内から男女トイレ中央手前に独立して設置いたします。

会議要項13ページをご覧ください。概略を工事工程（案）として、ただいま説明いたしました工程等について、施工時期をお示ししておりますので、ご参照いただければと存じます。

恐れ入りますが、会議要項の9ページにお戻りください。「2の発注方法について」でございますが、発注方法は一般競争入札を予定しております。

最後に、「3今後の予定について」をご覧ください。まず、令和9年4月の定例教育委員会会議で議案についてご協議いただく予定です。同年5月に一般競争入札を行い、仮契約を締結いたします。また、5月定例教育委員会会議において、令和9年6月定例市議会に提出する議案の原案についてご報告させていただきます。同年6月に令和9年6月定例会に工事請負契約の締結について議案上程いたします。議決後、本契約を契約締結、着工いたします。そして、令和12年3月の完成を予定しております。

越谷市立南中学校長寿命化改修工事についての説明は、以上となります。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

南小学校という名称は、南中は蒲生中に行ってしまうわけで、来年度からはどうしていくのでしょうか。

斉藤学校管理課長

斉藤学校管理課長 南中、蒲生中に移設した後、川柳学園ということになりますが、名称について

は、検討させていただければと思います。

野口教育長 川柳中学校の改修は、南中を改修して川柳中にするという話です。その辺りの検討をしてください。

他にご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 なければ、この件についてと以上とします。

◎その他 「越谷市立小中学校に関する工事入札不調に係る今後の予定について」

野口教育長 続きまして、「越谷市立小中学校に関する工事入札不調に係る今後の予定について」、学校管理課長から説明いたします。

斉藤学校管理課長 越谷市立小中学校に関する工事入札不調に係る今後の予定について、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の15ページをご覧ください。

令和8年度から令和9年度までの債務負担行為により、大袋北小学校及び新栄中学校の外壁改修工事を発注予定でございましたが、入札の結果、不調となったため今後の予定をご報告するものでございます。

はじめに、「1 工事入札の結果等」をご覧ください。2校について、開札を5月26日、5月29日の2回行いましたが、不調となりました。不調理由でございますが、中東情勢の影響、塗料等の工事材料の入荷の見通しがつきにくくなったこと、また物価上昇の激しさにより2年先までの工事価格の推測ができない状況であることが不調理由と考えております。

続きまして、「2 今後の工事予定等について」をご覧ください。発注時期でございますが、外壁改修工事は騒音を伴う工事であるため、主に夏休み期間に工事を行います。このため、令和8年度中の工事を行わず、令和9年度に発注を行う予定でございます。

次に、発注方法についてでございますが、近年の物価上昇や世界情勢の変化により、2年先の工事価格予測が難しい状況であることから、1件の工事を1期工事と2期工事に分け、1期工事を令和9年度に、2期工事を令和10年度にそれぞれ別の契約として発注させていただきます。

次に、他校外壁改修工事発注時期についてでございますが、令和9年度に発注予定であった外壁改修工事は、令和10年度以降の発注とし、以降、当初予定から1年ずつ発注年度を先送りする予定でございます。

越谷市立小中学校に関する工事入札不調に係る今後の予定についての説明は、以上となります。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 お伺いしたいのですけれども、今回必要があつて外壁の改修工事をする予定だったので

すけれども、来年度でも安全上は問題ないのでしょうか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 現状、壁が傷んでいるという現状がございます。目視をして、学校の先生にご協力いただきながら、危ない箇所については保護などを行うとして予防を、近づかないような形を取っていただこうとしているところでございます。本来であればできるだけ早く実施したいところではあるのですが、こういった事情がございましたので、次年度以降は速やかに行えればと考えております。

野口教育長 安全については、学校との連携を密にして配慮していくということによろしいですね。安全点検を必ずやってくれていると思うので、それは徹底していきたいということ、この学校だけに限らないと思うのですけれども、どの学校でも恐らく同のような課題はあると思いますので、できることをやっていくしかないと思っています。

渡辺委員。

渡辺委員 他市でもこうやって外壁改修するに当たって、それができないという状況があるのでしょうか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 他市の状況は調べてございませんが、庁内では、工事は違うのですけれども、やはり不調に終わっているというケースはございます。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 以前にもお話ししたかと思うのですが、久喜市で外壁が落ちてきて、たまたま子どもたちが帰った後だから大丈夫だったというニュースがあったのですけれども、その学校も予測ができなかった、定期的な点検はしていたのだけれどもという話だったと思うのです。

工事の入札不調は、こちらが想定していた金額を上回った金額でしか入札がなかったのか、そもそも入札がなかったのか、教えていただけますか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 入札結果について、5月26日入札はございました。ただ、金額が届かなかったということで不調となっております。再入札は5月29日に行っております。再入札も、予定価格の範囲内の入札がなかったため、不調となっております。

野口教育長 山口委員。

山口委員 1回目で入札が不調だったというときに、2回目にはその予定価格を少し上げて、その入札された金額に少し近いところまで予定価格も上げたりするのですか、それとも予定価格自体は変えられないのですか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 越谷市契約規則の規定、地方自治法施行令の規定により、予定価格の範囲内の

入札がないとき再入札ができる形になりますので、予定価格を変えずに再入札ということになります。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 期間が3日間しかないので、例えば1か月後はないものなのですか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 1回目5月26日の開札については、入札自体は1か月半ぐらいの期間をもって入札をしていただきまして、2回目については、越谷市契約規則の規定により開札後速やかに時期を指定して行うものとなっており、短い期間となっております。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 命には変えられないと思うと、例えば入札価格をもう少し上げるとか、そういうふうにはならないのですね。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 実は検討いたしました。今回の外壁改修工事につきましては、去年もそうだったのですが、アスベスト除去があるので音が出ることになりますので、夏休み期間中にやらなければならないところがありましたが、間に合わせることはできなかったということが一つあります。夏休み期間を超えて9月以降での入札をして、ではそこからやりましょうといったところで、実際に工事に入れるかというところ、冬休みの短い期間ではとても時間が足りないというところもありました。また、補助金、市債等の関係もあります。市としては、おっしゃるとおり命に代えられないということも当然理解はした上ではあるのですが、なかなか難しいということから、次年度に見送らせていただいて、仕切り直しの形を取らせていただくという結論になりました。

また、発注方法は2年間で行うとお話をさせていただいたのですが、実は工事自体は独立して1年目、2年目でできるような形になります。工事業者も長い期間だと見通しが立てづらいということもありましたので、1年ごとの契約としてさせていただいて、1年目に南側が半分、2年目に北側の半分を行うといった手法を取らせていただければ、工事業者も落札しやすくなるかと考えております。

野口教育長 他はいかがでしょう。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「小中学校特別教室等への空調設備の設置に係る事業手法について（再検討）」

野口教育長 続きまして、「小中学校特別教室等への空調設備の設置に係る事業手法について」、再検討になるわけですが、学校管理課長から説明いたします。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 小中学校特別教室等の空調設備の設置に係る事業手法について、ご報告いたします。

恐れ入りますが、会議要項16ページをご覧ください。

4月の教育委員会定例会にてPFIでの施工をお伝えしたところですが、設置部屋数の見直しを行うとともに、事業手法についても再検討を行いました。そのためご報告をするものでございます。

はじめに、「1小中学校の空調整備設置状況及び設置対象」をご覧ください。表の右側、未設置のため設置予定（現時点）をご覧ください。変更させていただいたのは、空調設備が未設置の教室等のうち、特別教室について751室から454室へ約300室を整備対象から除外させていただきました。なお、除外しました部屋は、資料室や準備室といったような児童生徒に直接影響がない、また非常に影響が少ない部屋となっております。

次に、「2再検討（概要）」をご覧ください。次のページ以降で使用している用語の解説を記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、会議要項の17ページをご覧ください。事業スキームの検討になります。事業方式として従来方式、DB方式、DBO方式、PFI方式、リース方式がございますが、交付金の対象であることや対応可能な事業者のルールなどから、従来方式、DB方式、PFI方式の3つの方式で再検討を行いました。

「3今後のスケジュールについて」をご覧ください。今後、関係各部課所との調整を行うとともに、実施する事業手法に必要な事務手続を整理し、短期間での整備ができるようスケジュール調整を行ってまいります。現在のところ従来方式もしくはDB方式ということで、再検討を進めておる状況になります。

小中学校特別教室等への空調設備の設置についての説明は、以上となります。

野口教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員 事業手法についてですけれども、方式によって国からの補助金の対象外というのはかなり問題があったのかなと思います。やはり資金調達に関して補助金、交付金というのを得られるものは最大限得られるように努力していただきたいと思いますので、ぜひそこら辺は再検討をしっかりといただいて、補助金いただけるものがいただけないというようなことがないようにお願いできればと思います。

野口教育長 財政当局ともよく連携をしてほしいと思います。

学校管理課長。

斉藤学校管理課長 財政当局とも調整をさせていただきます。

緊急防災行政事業債は令和7年度で終わる予定だったのですが、このたび延長されまして、令

和12年度まで実施することとなりました。そのため、財政当局としても、できるだけ有意義なものを使ってほしいというところで、併せて、体育館が今避難所となっておるわけなのですが、その機能を使えるような形も検討しているのですけれども、その辺りも含めて財政的なところも何らかの形でフォローができればと考えます。

野口教育長 他はいかがでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 確認なのですけれども、4月の教育委員会会議ではPFI方式で進めることはいかがかというところで、そのメリット等もお聞きしたと思うのです。だけれども、今回はDBO方式ではそれに手を挙げてくださる業者がいなかったからできなかったということではよろしいですか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 当初はお話しさせていただいたとおり、PFI方式で実施する予定でございました。教育委員会会議後、市長部局の財務関係へ説明させていただいたのですが、財政的にPFIの場合ですと一括でお支払いしなければいけない金額がかなり多いということから、まず設置する部屋数の見直しをしてほしいということで見直しをさせていただきました。できるだけ児童生徒には影響ない形で見直しさせていただいた結果、先ほどお話しさせていただきました準備室などの部屋は削らせていただいたという形になります。ただ、部屋が小さい場所が多いということもありまして、金額的には、約8億円減額ができたところでございます。今回300室減らしたことによって設置する部屋数が550室になったことから、大体1校当たり平均で11から12ぐらいの空調設置が必要になるわけなのですけれども、このぐらいの数字であれば分割をしていく形にはなるのですけれども、体育館空調整備と同じような形で、そのまま市内業者に向けても発注ができます。かつ、工事を幾つかに分けることによって、予算の平準化も可能だと確認しております。また改めて数値を全部見直させていただいて、VFMの再検討もさせていただいたところです。室数を減らしたこともありまして、見直したところ、さほど有利なものでは結果的にはなかったもので、事業手法も併せて検討させていただいたものです。

野口教育長 渡辺委員。

渡辺委員 前回も事業手法についての表が示されたと思うのです。そのときには民間業者のヒアリングでは複数事業者が名のりを上げているというデータだったと思います。だけれども、17ページの今回の事業手法についてでは、DBO方式では対応可能な業者がいなかったとあったので、どうしてなのかと思いました。リース方式は交付金の対象外であるというのは分かっている、今のご説明ですと、設置の教室数を少なくすることによって、従来方式でどうも市内業者でできるのではないかとこのところという解釈でよろしいですか。

野口教育長 学校管理課長。

斉藤学校管理課長 おっしゃるとおりでございます。DBO方式については、PFIと違うところが資金

調達のところが違うだけになります。事業者にアンケートを委託業者が取ったところ、このDBO方式では手を挙げる業者がいなかったという形です。

渡辺委員 分かりました。

野口教育長 他はいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

野口教育長 他になれば、以上を踏まえて進めてください。

秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、8月27日木曜日午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

野口教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

野口教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。

(午後12時08分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

野 口 久 男

委 員

五十畑 勝己

委 員

渡 辺 律子

委 員

小 口 文 平

委 員

足 立 夢 奥

委 員

上 原 美 子

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 理香